
資料編

あ行

【一般廃棄物（一廃）】

廃棄物処理法において定義される「廃棄物」のうち、産業廃棄物以外の廃棄物のこと。市町村は自区域内で発生した一般廃棄物を収集、運搬及び処分（再生することを含む）する責任がある。「ごみ」と「し尿」に分類され、さらに「ごみ」は「生活系ごみ」と「事業系ごみ」に分類される。

【衛生組合】

生活環境の整備などを目的として、町内会単位で組織されている団体。

【エコクッキング】

地産の食材を選んだり、なるべくごみを出さないような調理をしたりするなど、エネルギー消費を抑え環境に配慮したエコな料理または料理法をいう。

【置賜広域行政事務組合】

置賜地域3市5町（米沢市・長井市・南陽市・高畠町・川西町・白鷹町・飯豊町・小国町）で構成される一部事務組合のこと。

か行

【家電リサイクル法】

「特定家庭用機器再商品化法」の通称。家電4品目（テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機並びにエアコン）について、小売業者に対し消費者から廃家電を引き取ること、引き取った廃家電を製造者等へ引渡すことを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施等を義務付けた法律。

【環境基本法】

国、地方自治体、事業者、国民の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本事項などを定めている。地球規模の環境問題に対応し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会をつくることや、国際協調による地球環境保全の積極的な推進などを基本理念としている。

【くりえいと工房】

千代田クリーンセンター内にあるリサイクルの情報発信や、学習や交流を行う施設。

【小型家電リサイクル法】

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の通称。デジタルカメラやゲーム機などの使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的とした法律のこと。

【コンポスト】

微生物の分解の働きを利用して有機性廃棄物を分解させてできた肥料のこと。また、その肥料を作成する容器（生ごみ等を堆肥化させる容器）のことをいう場合もある。

さ行

【最終処分場】

資源化または再利用に適さない廃棄物について埋立処分を行う施設のこと。廃棄物処理法では、上記の廃棄物の最終処分を行う場合は埋立処分が原則とされている。

【産業廃棄物（産廃）】

事業活動によって生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック等の20種類の廃棄物のこと。排出事業者は自らが排出した産業廃棄物を処理する責任がある。

【事業系ごみ（事業系一般廃棄物）】

事業活動に伴って排出されるごみのうち、産業廃棄物に該当しないもの。例として、事務所から出た紙くず、飲食店から出た調理くず・食べ残しなどが挙げられる。

【資源有効利用促進法】

事業者による製品の回収・リサイクルの実施等のリサイクル対策や、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制対策等を定めた法律。対象となる業種や品目は多岐にわたるが、製造者による廃パソコンの回収・リサイクルを義務づけた法律であることから、パソコンリサイクル法と呼ばれることもある。

【循環型社会】

廃棄物の発生を抑え、使用済製品がリユース、リサイクル、熱回収等により循環資源として適正に循環的に利用され、循環的な利用がされないものについては適正に処分され、天然資源の消費が抑制される、環境への負荷ができる限り少ない社会のこと。

【循環型社会形成推進基本法】

循環型社会を形成するための基本原則や国・地方公共団体・事業者・国民の責務、国の施策の基本となる事項を定めた法律のこと。

【3R（スリーアール）】

リデュース（reduce：廃棄物の発生抑制）、リユース（reuse：再使用）及びリサイクル（recycle：再生利用、再資源化）の頭文字をとった、循環型社会を形成するために重要な取り組みのこと。

【生活系ごみ】

一般家庭から排出されるごみのこと。

た行

【段ボール式生ごみコンポスト】

段ボールを材料として用いたコンポスト容器。安価で材料が手に入り、簡単に製作することができるメリットがある。

【出前講座】

学校や各種団体の要望に応じて、行政職員を講師として派遣する制度。

市民の学習機会の拡充、市政に関する理解、市民の自治意識の向上及び市民と行政との協働によるまちづくりの推進を目的としている。

な行

【生ごみ処理容器】

生ごみの減量化、堆肥化等を目的とする機器のこと。

は行

【廃棄物処理法（廃掃法）】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の通称。廃棄物の排出抑制や適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分等により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした廃棄物処理の基本となる法律。

【廃棄物減量等推進審議会】

各市町村において一般廃棄物の減量や適正処理、リサイクルの促進等に関する事項について審議を行うため、廃棄物処理法に基づいて設置する附属機関のこと。

ま行

【マイバッグ】

消費者が買い物に行く時に持参する自前の袋のこと。

や行

【山形県建設リサイクル推進計画】

県が実施する建設工事全体を対象に、資材の有効な利用の確保及び建設副産物の適正な処理を図るため、目標値等を定めたもの。

【容器包装リサイクル法（容リ法）】

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の通称。家庭から出るごみの大部分を占める容器包装廃棄物（商品を入れたり包んだりしていたもので、中身を取り出すと不要になるもの）について、消費者・事業者・自治体の三者が一体となって容器包装廃棄物の減量化と再資源化に取り組むことを義務づけた法律。

【米沢市衛生組合連合会】

衛生組合を主体として、ごみ収集所の適正管理、不法投棄防止の啓発、健康教室の開催など、環境衛生及び保健衛生活動を展開するために設立された外郭団体。市内18の地区にそれぞれ支部を置いている。